

# 中国の環境汚染民事差止についての 序論的考察（2・完）

## ——中国の学説および判例を中心として——

文 元 春

### はじめに

#### 第1章 中国の学説

- I 環境汚染民事責任の性質論
- II 民法通則134条1項規定の民事責任（特に、1号侵害の停止、2号妨害の排除、3号危険の除去、5号原状回復）の適用範囲及び環境汚染民事責任の負担方法
- III 環境汚染による不法行為の成立要件及び免責事由

#### 第2章 差止に関する中国の判例

##### I 具体的な裁判事例

- [裁判事例1～4] (以上第61巻1号)
- [裁判事例5] 孟昭風等と江蘇省省級機関事務管理局等間の相隣採光権侵害事件（差止めおよび損害賠償）
- [裁判事例6] 建築騒音に対する近隣住民の差止請求事件
- [裁判事例7] 粉塵被害による差止め、損害賠償請求事件
- [裁判事例8] 騒音に対する差止め及び精神的損害賠償請求事件
- [裁判事例9] 嫌忌施設（靈安室）の建設妨害行為に対する差止請求事件
- [裁判事例10] 吸い上げポンプによる騒音汚染に対する差止め、損害賠償（主に精神的損害）請求事件

##### II 小括

#### 第3章 検討

むすびにかえて

(以上、本号)

〔裁判事例5〕 孟昭風等と江蘇省省級機関事務管理局等間の相隣採光権侵害事件<sup>(74)</sup>（一審：2001年3月20日江蘇省南京市鼓樓区人民法院（2000）鼓民初字第263号、二審：2002年11月8日江蘇省南京市中級人民法院（2001）寧民終字第745号、差止については一審、二審ともに棄却）

5. 1 事実の概要（X1,X2は南京市鼓樓区に住む住民、Y1=江蘇省省級機関事務管理局、Y2=江蘇省水文水資源調査測量局。なお、Y2はY1の同意を得てY1所有の本件係争建物の改築〔翻建〕工事を行ったため、共同被告とされたようである。）

①X（原告、被上訴人）らの主張によると、1997年末から、Yらは上海路12号建物（以下、本件建物という。）の建築を始めたが、多くの箇所に基準違反が存在したため、その建築において近隣住民が阻止等を行ってきた。1998年に本件建物が建築された後、Xらは採光が著しく妨げられたとして、Yらと交渉を重ねてきたが、遂に、合意には至らなかった。そこで、XらはYらに対して、北側の密封されたベランダを撤去し、屋上の水タンクを南側に移動し、北側ベランダ屋上を45度に直し、（天蓋形の）庇を撤去するとともに、Xらに一人20万元ずつ賠償するよう求めた。

②これに対し、Y（被告、上訴人）らによる抗弁は、次の通りである。1998年の建物建築の際には、南京市企画局及び関連部門の審査批准を得ており、すべての手続は合法的であり且つ整っており、何ら基準に違反することはない。Xらの採光に与えた影響については、適切な補償を成しうるが、建物に対する改良請求は不当である。

③他方、南京市鼓樓区人民法院が認定した事実は以下の通りである。南京市上海路12号にある本件建物の所有権はY1にあり、Y1は企画許可書を受領し1998年12月に建物が完成した。南京市上海路16号にあるX1,X2の住居（102号室、104号室）面積はそれぞれ、96.61m<sup>2</sup>と73.88m<sup>2</sup>である。一審法院が南京市測量製図〔測絵〕院と江蘇正大金泰建築設計有限会社に依頼した採光

の影響についての鑑定によると、「(本件建物との位置関係上——文補) 上海路16号建物の南側において、西から16.62m 以上離れた東側にある住宅のうち、その高さが4.29m 以下の住宅は、冬至における一日当たりの窓いっぱい〔満窓〕の日照時間がすべて1 時間未満である」。なお、X らの住宅はこの範囲内にある。

### 5. 2 一審法院の判断

民法通則第4条、同法第83条に基づき、以下のように判決する。①Y らは、判決の効力発生後20日以内に、X 1 につき82,118.50元、X 2 につき62,798元を一括して賠償せよ。②X のその他の請求を棄却する。訴訟費用4,310元、鑑定費1,504元は、Y らが負担する。

本件建物は関連部門の審査批准を得て建築されたものではあるが、X らの採光に少なからぬ影響を与えており、X らの冬至における日照時間は1 時間未満であるから、これについては賠償すべきである。「蘇寧ビルの経済補償方式」を参照し、本案の状況にも鑑みて、建築面積1 m<sup>2</sup>につき850元を賠償するのが相対的に公平である。また、北側のベランダを密封したことは、X らの採光に何の影響をも及ぼしておらず、本件建物は関連部門の批准を得て建築されており、且つ、鑑定結果は建物の現在の状態に基づいて出され、屋上のひさしも本件建物に住む住民自らが取り付けており、Y らとは関係ないのであるから、X らのその他の請求はすべて支持しない。

### 5. 3 二審法院の判断

5. 3. 1 Y らの上訴理由は、以下の通りである。(1) 一審判決の認定した事実は不明であり、証拠が足りない。①一審判決は、上訴人の企画・施工行為が完全に合法的な行政行為に基づいているという事実を認定しておらず、本件建物は合法的なものである。②一審判決が一年の中で日照時間が最も短い冬至日を基準としていることには根拠がなく、大寒日の日照時間を基準とすべきである。③冬至における日照時間が1 時間未満であることを採光侵害の認定基準にすることには、法的根拠がない。本件が権利侵害に当た

るどうかは「南京市都市企画条例実施細則」（1998年7月15日江蘇省南京市人民政府令第37号——文補）第36条の規定に依るべきであり、たとえば建物間の間隔係数が1.0より大きいものは合法的な建物であり、1.0より小さいものに対しては、適切な補償を行いうる。（2）一審判決の法律適用は完全に誤っている。①本件は民法通則第83条の相隣権に関する規定を適用できない。上訴人の建物建築行為は合法的な行政行為に基づいており、法律の規定に違反してXらの「採光権」を保護することはできず、且つ、上訴人には主觀的過失がなく、違法行為もなく、Yに対する権利侵害を構成しないから、民事法律責任を負うべきでない。②一審判決が「蘇寧ビルの補償基準」を先例として援用したことは、我が国の法律制度に背くものである。我が国の法律は、人民法院による法創造を認めたことはなく、また、蘇寧ビルは商業用建物であるため、本件係争中の機関用住宅と比較することができない。③調停において、上訴人が賠償に同意する意思表示は、一審法院が賠償を命じうる根拠とはならない。

5. 3. 2 Xらの抗弁：（1）本件は「都市居住区域企画設計規範」（GB50180—93、国家技術監督管理局・建設部1993年7月16日公布、1994年2月1日施行、2002年3月11日一部改正——文補）を適用できない。1988年の「民間用建築設計通則」（建設部1987年3月25日公布、1987年10月1日施行。2005年5月9日の改正（同年7月1日施行）により、国家基準へ変更（GB50352—2005）——文補）は国内における各類型の民間用建築に適用されるが、1993年の「都市居住区域企画設計規範」が適用されるのは、居住区域すなわち大量開発居住団地であって、独立した一棟の住宅には適用されない。同規範の日照基準が比較的に低いのは、居住区域にはその他の老人用活動施設等があるからである。大寒日の日照基準に依っても1時間より短く、一年で105日間は日照がない。（2）本件建物は企画局の基準を厳格に守らずして建てられたものであり、建物間の間隔係数が1.0より小さく、非合法的なものである。企画局の基準によると、本件建物のベランダを密封すること

はできず、密封するとしても建物間の距離はベランダの外壁から起算すべきである。測定した結果、その間隔係数が1.0にまで達するには、建物間の距離を1.7m 伸ばす必要があることが分かった。

### 5. 3. 3 二審が認定した事実と証拠

南京市上海路12号にある係争建物はY 1 の所有に属し、1996年11月、Y 1 の訓令〔批覆〕・同意を得て、江蘇省水利庁が事務及び住宅用の総合建物に立て直したものである。

1998年3月24日、南京市企画局は水文局（Y 2）の本件建物計画の審査意見の中で、ベランダは密封できず、もし密封するなら境界の寸法はベランダの外縁から起算すべきであるなど求めた。1998年8月24日、南京市企画局は建設工事企画許可書を審査交付しており、建設企業は水文局（水文局は、水利庁の下部組織である——文補）となっていた。1998年6月、施工が始まり、水文局は同年11月13日に南京市財産権監督管理処に書簡を出し、本件建物の設計においてベランダを密封しなかったが、住民の便利と外観美化のために、各住民が資金を集め水文局が統一的に取り付けると説明した。1998年12月、本件建物が竣工した。本件建物建築後、Xらは自分の採光に影響を与えるとして、水文局と協議を続けたが、遂に合意には至らなかった。

二審法院は中国都市企画〔規劃〕設計研究院（以下、中国企画院と略称）に民間用建物の日照時間基準等について諮詢したが、これについて、中国企画院規範弁公室が提出した書面による諮詢意見は、次の通りである。企画により生じた建物間の日照問題に関しては、「都市居住区域企画設計規範」の要求を満たさなければならない。同規範の日照時間に関する基準は強行性基準であり、計算の如何に拘わらず、遮られた建物の日照時間は同基準に合致せねばならず、地方性法規の中に国の基準と抵触する規定があるときは、国の基準をその基準とすべきである。同一建物の中の各住宅について、上記の基準を満たすならば、侵害を受けていないと認めることができ、満たさない場合は、採光権が侵害されたと認めることができる。同意見に基づき、二審

法院は、南京市測定製図調査〔測繪勘察〕研究院に委託して日照時間の鑑定に必要な座標数値について補充測定を行わせると同時に、改めて中国企画院に委託して南京市上海路12号建物が、同16号建物内にある102,104号室に与える日照の影響及び102,104号室の日照時間が国の定める最低日照時間を満たすか否かについて、鑑定を行わせた。2002年7月30日に出された鑑定結果によると、南京市上海路12号建物が建築された後、8時から16時までを有効な時間帯として、16号建物内にある102,104号室（Xらの住宅）の有効日照時間が1時間未満であることが算出された。なお、この結果は、大寒日における日照時間であり、「都市居住区域企画設計規範」を採用し、地方性法規は採用しなかった。

#### 5. 3. 4 二審の判断

棄却。二審の事件受理費4,310元、鑑定費3,000元、その他の訴訟費用4,780元の合計12,090元は、Yらの負担とする。

相隣権は、不動産所有権と使用権の拡張である。相隣り合って不動産を所有している者の間では、生産に有利、生活に便利、団結互助、公平合理の精神に基づき水のせき止め、排水、通行、通風、採光等における相隣関係を正しく処理しなければならない。その相手方に妨害又は損失をもたらしたときは、侵害の停止、妨害の排除、損失の賠償をしなければならない（民法通則第83条参照）。

1993年、国家技術監督局、建設部が共同で公布した「都市居住区域企画設計規範」（GB50180—93）は国家の強行性基準であり、1988年に建設部が公布した「民間用建築設計通則」（JGJ37—87）は業界基準であって、国家の法律、法規と抵触しないかまたは国家基準がないときにのみ、適用されうる。したがって、法律規範の効力レベル及び施行時期の前後関係から見ると、「都市居住区域企画設計規範」を優先適用すべきである。

設計規範及び中国企画院の諮問意見によると、南京地区の民間用建物の最低日照時間の国家基準は、大寒日における窓一杯の日照時間が2時間以上で

なければならない。原審は、冬至における日照時間が1時間以上でなければならぬとの業界基準をもって、権利侵害にあたるかどうかを認定しているが、これは法律の適用の誤りであり、これを基準として出された鑑定結果には法的効力がない。二審において新たに鑑定した結果によると、Xらの住宅の大寒日における有効な日照時間は、1時間未満であり、これは、国家の定める最低日照時間基準を満たさないものである。

陽光は空気、水と同様、人類共同の自然資源であり、一般人の生存に不可欠なものであって、それは、個人の健康又は生存に関わる基本権の1つである。合法的な建築であっても、隣地の居住者が日照を享受する権利を侵害してはならない。これについてみると、Y2は、企画部門の審査批准を経て本件係争建物を建築しているが、実際の建築施工においては、もとの設計基準を変更したことにより、Xらが居住している上海路16号建物が国家の定める最低日照基準を満たさなくなり、Xらの採光についての侵害を構成する。Y1は本件係争建物の所有者及び受益者であるから、これについて相応の民事責任を負わなければならない。民事責任の負担方法については、本件の実際の状況及び訴訟経済の観点に基づき、社会的公共財、資源の浪費及び当事者の経済的損失の拡大をもたらさない限りにおいて、損失賠償を主とすることが適切であるから、原審が、XらのYらに対する一部の建築設備の取り壊し、改築の訴訟請求を棄却したことは、決して不当ではない。賠償額及び計算基準については、法律に明文の規定がなく、住宅の採光が実際に受けた侵害の程度、当事者の主観的過失〔過錯〕の程度、住宅の実際の価値等の要素に基づき総合的に認定しなければならない。現在、わが国の居住条件の改善及び生活水準の向上により、人々の生存権及び生活の質に対する要求が日増しに高まっていることを考慮すると、上記の権利に対する保護もそれに応じて高められるべきである。また、本件におけるXらの住宅は、1年中、約3分の1の時間にわたって日照がなく、損害の程度は比較的重大である。したがって、原審が本件の実際の状況に基づき、合法的に自由裁量権を

駆使して確定した賠償基準は、明らかに不当なところはない。

[裁判事例6] 建築騒音に対する近隣住民の差止請求事件（河南省内郷県人民法院1996年7月13日判決、（1996）内城民初字第531号、確定、一部認容）<sup>(75)</sup>

#### 6. 1 事実の概要

1996年6月末、内郷県農業銀行は、Xら（原告＝内郷県城関鎮菊園団地に住む81世帯の住民）が居住している団地の西側に13階建てのビル建設を計画し、Y（被告＝河南省南陽市建築総公司）にその建設を依頼した。ビル建設が始まってから、搅拌機、杭打ち機等の設備により生じた酷い騒音により、とりわけ夜間において、Xらには苛立ち等の症状が生じており、Xらの正常な生活、休息に著しい影響を与えた。また、一部の住民がYと交渉を行ったが、何ら改善がなかった。そこで、Xらは1996年7月8日に内郷県人民法院に提訴するとともに、Yに対する仮執行の申立て〔先予執行的申請〕として、直ちに騒音汚染による侵害を停止し、毎晩9時から翌朝7時までの操業停止を求めた。

#### 6. 2 判決理由

内郷県人民法院は、調停を行い、Xらの請求を大幅に認容した。Yの夜間施工の過程において、機械により生じた騒音汚染は、既に「住民生活区域における建築施工による騒音汚染条例」「居民生活区建築施工噪音汚染条例」に規定されている「最大騒音は90デシベルを超えてはならない」という基準を大幅に超えており（現場における検査測定によると、被告の建築施工から発せられた騒音値は、119デシベルに達していた）、とりわけ老人、患者の心身の健康に悪影響をもたらしている。「中華人民共和国民法通則」第124条及び「中華人民共和国環境騒音汚染防治条例」（1987年9月26日国務院公布、1989年12月1日施行。なお、1997年3月1日、「中華人民共和国環境騒音汚染防治法」の施行により、同条例は失効した——文補）の関連規定に基づ

き、Yは、必要な消音・防音措置を講じ、妨害を排除し、侵害を停止しなければならない。内郷県人民法院は「中華人民共和国民事訴訟法」97条（「人民法院は、以下の事件に対して、当事者の申立てに基づき、仮執行宣言を行うことができる〔可以裁定先予執行〕。（三）状況が切迫しているため、仮執行が必要であるもの」。なお、2007年の民事訴訟法の改正において、同条の内容および条文番号の変更はない——文補）の規定に基づき、1996年7月10日にYに対して、毎晩9時から翌朝7時までは著しい騒音の生じる機械を使用して施工してはならないとの仮執行宣言〔先予執行裁定書〕を下した。

これに対し、Yは当該処分を完全に執行することは難しいとして、以下の理由により不服申立てを行った。すなわち、①機械による施工において騒音が生じることは避け難いことであり、近隣住民が支持と協力を与え、必要なる受忍をすることを希望する。②セメントは継続的に流し込まなければ、その骨組み構造の質を保つことができない。③施工期限が切迫しており、任務が重いため、「施工時間帯の配置」について近隣住民と共同で合意に達し、施工が順調に行えるよう、法院に求める。④一部の住民の過激な行為については、適切に処理するよう求める。その他、不服申立て期間中に、Yは、内郷県人民法院を通じてXらに書面による謝罪を行うとともに、3つの具体的な改善措置を提示し、なるべく騒音汚染を減らし、科学的に施工を配置するよう努めるので、住民の理解と支持を願いたいと表明した。

これに対して、内郷県人民法院は、Yの施工中において遭遇した実際の困難に配慮すると同時に、Xらの訴訟は集団訴訟であることに鑑み、双方の当事者に対し積極的に調停を行い、当事者が公平合理・互譲を前提として、当該問題をなるべく早く適切に解決するよう、努めたとした。

内郷県人民法院は、民事訴訟法第85条（「人民法院は、民事事件を審理する際に、当事者自治の原則〔当事者自願的原則〕に基づき、事実が明らかであることを基に、是非を弁えて調停を行う。」）に基づき、1996年7月13日

に、公開審理の中で調停を行い、当事者は以下のような協議に達した。すなわち、①Yの施工の時間帯は原則として、毎日7時から21時までとし、やむを得ないときは1時間まで延長することができる。夜間作業は、なるべく金曜日と土曜日に行うこととし、主たる工事が終わるまで、16回を越えてはならず、延長が必要なときは、事前に原告らに知らせなければならない。②Yは夜間において振動機と攪拌機を使用するときには、防音設備を設置するとともに、東側から西側に向かって施工すべきである。③本件の訴訟費用40元は、Yが負担する。

〔裁判事例7〕 粉塵被害による差止め、損害賠償請求事件<sup>(76)</sup>（第1審：安徽省除州市鄆那区人民法院2003年12月9日判決、(2003) 鄂民一初字第649号、第2審：安徽省除州市中級人民法院2004年4月30日判決、(2004) 除民一終字第120号。一審棄却、二審一部認容）

### 7. 1 事実の概要

2003年9月19日、Y（被告、被上訴人）の經營する紫東浴室（中国語の「浴室」は通常、文字通り「浴室」を指すが、ここでは、「錢湯」を指している。以下、単に本件錢湯という。）が瀝青炭の使用により、環境を汚染していると検挙された。除州市環境保護局は、現場における監督管理を行い、Yに対し、無煙炭の使用を命じた。また、Yは粉塵排出費〔煙塵排污費〕として、2003年10月8日に500元を納付している。

一方、X（原告、上訴人）は、Yが自己所有の住宅を利用して本件錢湯を經營していたが、無煙炭を使用する等粉塵防止の措置を採らなかったことにより、X居住宅の屋根、庭等に大量の粉塵が落ち、長年にわたって窓を開けることができず、洗濯物を外に干すこともできず、毎日何度も室内を掃除しなければならなくなり、通常の生活に著しい影響を与えたと主張した。そこで、Xが、Yに対して侵害の停止、妨害の排除、経済損失14,400元、精神的損害2,000元を求めて、提訴したのが本件である。これに対し、Yは、自身

の排出行為は適法なものであり、排出費も既に納付済みである、また、X主張の経済的損失及び精神的損害には証拠がないから、Xの主張は棄却すべきであると抗弁した。

#### 7. 2 第1審法院の判断

Xは、本件錢湯により損害を蒙ったと主張しているが、本件錢湯が環境基準を超えて汚染物質（粉塵）を排出したこと及び14,400元の経済的損失を蒙っていることを証明する十分な証拠が欠けており、精神的損害の請求は法律の規定に適っていない。よって、民法通則第83条（相隣関係に関する規定。「不動産の相隣当事者は、生産に有利、生活に便利、団結互助、公平合理の精神に基づき、水のせき止め、排水、通行、通風、採光等における相隣関係を正しく処理しなければならない。相手方に妨害又は損失をもたらしたときは、侵害を停止し、妨害を排除し、損失を賠償しなければならない」）。なお、物權法第7章相隣関係84～92条参照——文補）に基づき、Xのすべての請求を棄却する。

#### 7. 3 第2審法院の判断

第1審を不服として、Xは次のような理由で上訴した。  
①原審の事実認定は誤っている。本件は環境汚染による損害賠償請求事件であるから、Yは自らの行為と損害結果との因果関係の不存在について举証責任を負うべきであり、举証責任の転換を行うべきである（「最高人民法院の民事訴訟の証拠に関する若干の規定」（法釈〔2001〕33号）4条1項3号参照——文補）。  
②Xが損害を受けた事実は客観的に存在しており、また、通常の生活に著しい影響が生じているから、原審の判断は誤っている。なお、Xは精神的損害については、上訴していない。

一方、Yは、既に排出費を納付したから、Yの排出行為は適法なものであるとし、Xが損害を受けたとの主張には、それを証明するに足る証拠がないから、Xの主張は棄却すべきであるとした。

第2審法院により、次のような事実が認定された。2000年末、リストラさ

れた〔下巣〕Yは自己所有の住宅を利用して本件銭湯を開設し、営業許可書、コミュニティサービス認可書〔社区服務証〕及び衛生許可書を取得している。銭湯に使用されたボイラは、除州市技術監督局並びに除州市ボイラ圧力容器検査所の検査測定を経て、その登記および使用が認められたが、Yはその経営過程において、コスト削減のため瀝青炭を燃料とした結果、周辺の環境に重大な汚染をもたらした。この事実は、2003年9月19日の除州市環境保護局による環境監督管理の現場記録によっても明らかである。同環境保護局は、2003年12月1日に、Y経営の本件銭湯に対して、「環境違法行為による期限内改善通知書」を下したが、Yはその違法行為を中止せず、経営を続いている。

第2審法院の判決理由：被上訴人Yは、2000年から本件銭湯の経営を始めており、そのボイラから長期にわたって排出基準を超える粉塵が排出され、隣に住む上訴人Xは長期にわたって粉塵の汚染を受けてきた。また、Yは除州市環境保護局が「環境違法行為による期限内改善通知書」を下した後も改善せず、継続して排出基準を超える排出行為を行ってきた。Yの汚染排出行為は、Xの健康及び居住環境に損害をもたらしており、相応の民事責任を負わなければならない。Yは汚染排出費〔排污費〕を収め、その排出行為は合法的であると主張するが、汚染排出費の徴収は、国家が汚染排出の単位に対して行う管理及び制限の一手段にすぎず、汚染排出の単位の改善責任及び汚染によりもたらされた損害に対する賠償責任を免除するものではない（1991年10月10日「国家環境保護総局の環境汚染損害賠償責任の確定問題に関する解答」参照——文補）から、Yの主張は成立しない。よって、Xが侵害の停止を求めるには理由があり、その主張は認めなければならない。

経済的損失の賠償請求について。Xは、環境汚染により受けたとする損失について、直接証拠を提出して証明することはできていないが、Yの本件銭湯が長期にわたって基準を超える粉塵を排出しており、周囲の環境に対して汚染を成している、という事実は存在する。また、本件銭湯周囲の居住環境

が悪化し、Xが長期にわたってこのような環境の下で生活しているため、健康に損害を受けていることは、客観的に存在しているのである。ところが、このような損害は一種の潜在的な損害であって、人身損害による直接損害とは異なるものである。被害者はただ健康に損害を受けているだけであり、具体的な疾病的発生は未だ発見されていないため、医薬費の発生という問題は生じないが、このことをもってXの健康が損害を受けたという事実を否定することはできない。Yは具体的な医薬費等の損失を受けた証拠の提出を求めているが、その要求は、客観的事実に合致しないだけでなく、合理性にも欠けている。そして、大量の粉塵がX宅に落ちており、Xは正常な生活環境を維持するため、長期にわたって粉塵の掃除をしなければならず、大量の余分な労働を強いられることとなった。と同時に、大量の粉塵の存在により、Xは窓を開けて通風させることができず、且つ、長期にわたる粉塵の中での生活により、享受しうべき生活の質が人為的に低下させられ、Xの家屋に対する通常の使用権をも妨害した。したがって、Xの受けた直接・間接の損害とYによる本件銭湯の経営状況及び経営期間に基づいて、Xの受けた損失についてYは適切な賠償をしなければならない。

安徽省除州市中級人民法院は、「中華人民共和国民事訴訟法」第153条第1項第3号、「中華人民共和国民法通則」第83条、第124条、「中華人民共和国環境保護法」第41条第1項の規定に基づき、以下のように判決した。1. 安徽省除州市琅琊区人民法院（2003）琅民一初字第649号民事判決を取消す。  
 2. 被上告人は、本判決の送達後、直ちに侵害を停止しなければならない。  
 3. 被上告人は、上告人に6,000元を賠償しなければならず、本判決の送達後10日以内に一括で支払わなければならない。4. 上訴人のその他の訴訟請求を棄却する。

[裁判事例8] 騒音に対する差止め及び精神的損害賠償請求事件<sup>(77)</sup>  
 : 福建省アモイ市湖里区人民法院2002年6月28日判決、第二審：福建省アモ

イ市中級人民法院、裁判年月日不詳、一部認容）

### 8. 1 事実の概要

①1977年、Y（被告、上訴人、中華人民共和国交通部第3航務工程局第6工程公司）は湖里工業区にその所属の機械電力設備公司鉄鋼加工工場（以下、本件工場という。）を設立し、鉄鋼加工業務に従事してきた。

一方、Yの傘下にある不動産開発部により開発された興湖花園E棟（以下、本件建物という。）は1995年10月に完成し、X（原告、被上訴人、楊寒秋）は同建物306号室を購入し、1996年末から居住してきた。同建物はYの本件工場と隣接している。本件工場が3交替制で鉄鋼製品を加工生産する中で生じた騒音により、工場付近に住んでいるX及びその家族に騒音被害をもたらしたため、Xは環境保護部門に何度も陳情し、環境保護部門もYに対して改善措置を行うよう何度も求めてきた。

これに対し、Yも操業中に騒音が生じたことを認め、周辺住民に謝罪するとともに、2002年1月7日にアモイ市環境監督管理センターに、以下のような4項目にわたる改善報告書を提出した。すなわち、（1）大きな騒音を発していたもとの作業場を他の場所に移設し、騒音源を減らす。（2）就業・休息時間の管理を強化し、作業時間を、午前は7時半から11半まで、午後は1時半から5時半まで、夜は6時から9時までとする。（3）期日に間に合わせるための操業においても、夜はたたき等の大騒音作業を行わないようにし、且つ、21時を過ぎないようにする。（4）従業員の環境保護教育を強化し、汚染を減らすとともに、環境保護部門の活動を積極的に支持しそれに協力する。

ところが、その後、Yは改善報告書に基づき改善措置を実施しておらず、騒音による汚染が存在し続けたため、Xら住民は再び環境保護部門に告発検挙し、その処理を求めた。

②アモイ市環境監視測定センター〔中心站〕は、アモイ市環境監督管理センター〔中心所〕の委託を受けて、2002年2月4日の21時から翌日の21時ま

で、同建物内に測定場所を設置し、Yの工場に対する24時間連続の監視測定を行った。それによると、現場の背景騒音は70デシベル以下であり、70デシベル以上の騒音は主にY工場による騒音及び飛行機の離着陸時に発するものであった。また、70デシベルより大きい騒音に対して、自動的なデータ記録及び同時録音を行い、760組の騒音データを採集し、持続時間が比較的に長い騒音（15秒を超えるもの）に対する選別を行った後、飛行機による騒音を除いた結果、27組のY工場による騒音データを採集した。

国家基準である「工業企業工場境界騒音基準」（GB12348—90）の規定によると、監視測定区域である興湖花園所在地の湖里工業区の騒音基準は、昼間65デシベル、夜間55デシベルを超えてはならない。一方、監視測定による影響報告書によれば、今回の監視測定により採集されたデータは飛行機による騒音を除くと、主な騒音源はY工場のたたき作業による騒音であり、それは平均値が70デシベルを超えるものである。つまり、最大値は93.3デシベル、平均値は78.4デシベルであるから、工場境界騒音基準値を大きく上回るものであった。

③Yとの協議が不調に終わったXは、Yに対して、Xに対するすべての侵害行為の停止、精神的損害賠償10,000元を求めて提訴したのが本件である。

④これに対し、Yは、そもそも環境汚染行為が存在しないこと、本件工場の設立が先で、本件建物の開発が後であること等を理由に、原告のすべての請求を棄却するよう求めた。

## 8. 2 第一审法院の判断

アモイ市環境監視測定センターの測定によると、Y工場のたたき作業等による騒音は、国家基準である「工業企業工場境界騒音基準」（GB12348—90、国家環境保護総局（SEPA）1990年5月1日批准、1991年1月1日施行。その後、同基準は幾度か改訂されている——文補）の基準を超えるものである。このことは、Yの行為が既にXに対する権利侵害を構成することを明らかにしている。また、その権利侵害によりXに生じた平穏生活権〔安寧権〕、

健康権に対する侵害は、Xの休息、生活に著しい影響をもたらしている。被害者は、現実生活においてこのような侵害に対して、具体的なデータ及び程度をもって説明できるものではないから、XがYに対して侵害の停止を求めることは、法律の規定に合致し、支持しなければならず、精神的損害賠償10,000元の請求も、決して過分なものではなく、これもまた、支持しなければならない。

Yは、改善措置を探ることができたにも拘わらず、適宜に改善措置を探らず、作業を早め〔趕工〕利益を得るために、近隣住民の休息、生活を鑑みない自らの行為に対して、責任を負わなければならない。しかし、Yの工場設立が先であり、Xの入居は後である。このことは、国家の建築計画機能の欠陥に関わっており、Yにその全部の責任を負わせるのは明らかに公平であるとはいえないから、Yの賠償責任を適宜軽減することができる。

「中華人民共和国環境騒音污染防治法」23条、25条、61条及び「中華人民共和国民法通則」124条の規定に基づき、以下のように判決する。一、Yは、本判決の効力発生後3日以内に、徹底的な改善措置を採って騒音汚染を除去し、Xに対する騒音侵害を停止せよ。二、Yは、Xに精神的損害賠償7,000元を支払え。その支払期限は、本判決の効力発生後5日以内とする。

Yは、原審判決を不服として、次のような理由で上訴した。（1）原審の「Yの工場は3交替制で鋼鉄製品を加工生産している」との認定は、事実に合致しない。（2）Xが提出したアモイ市環境監視測定センターの監視測定報告書は、その形式、科学性の両面において瑕疵がある。すなわち、本件の証拠として用いられている同報告書は、形式的には、鑑定人員の署名も鑑定機関の捺印もない。監視測定条件も、「工業企業工場境界騒音測定方法」（GB12349-90、国家環境保護総局1990年5月1日批准、1991年1月1日施行——文補）に合致しない。（3）Yの工場境界騒音が国家基準を超えたとしても、Xに対して重大な損害結果をもたらしていない。最高人民法院の関連規定によれば、原審がYに高額の精神的損害賠償を命じたことは、明らかに

事実及び法的根拠が欠けるものである。

### 8. 3 第二審法院の判断

棄却。Yの工場が発する工業騒音は、国家の定める工業企業工場境界騒音の排出基準を超えるものである。Yの工場に隣接する建物内に居住しているXに危害を与え、Xの平穏生活権〔安寧権〕、健康権を侵害したのである。原審の本件に対する性質決定及びYに相応の民事責任を負わせたことは、正しいものであり、維持しなければならない。原審の事実認定に誤りがあり、根拠が欠けているとのYの主張は、支持しない。

騒音汚染は、本質的には計算することのできない〔不可計量〕一種の無形損害であり、量的な面からその損害結果を評価することができないから、Yによってもたらされた汚染の事実、経緯及び程度等の面から考慮しなければならない。Xが関連部門に何十回も陳情告訴していること、Yの鉄鋼加工工場が長期にわたって騒音を発し、継続的にX及びその家族の正常な生活、活動を妨害していること、関連部門が改善措置を行うよう命じたが、騒音汚染の問題は未だに解決されていないこと等からみると、Yによる騒音汚染の事実は、重大な結果を招いたといわざるを得ない。また、原審がYに金銭賠償の方法で責任を負わせていることは、被害者に対する精神的慰謝を体現するものであって、適切である。したがって、重大な損害結果をもたらしていないとのYの上訴理由は、本件の客観的事実に合致しないから、本法院は採用しない。

〔裁判事例9〕 嫌忌施設（靈安室）の建設妨害行為に対する差止請求事件<sup>(78)</sup>  
(第一審：四川省崇経県人民法院1999年8月31日判決、一部認容。第二審：四川省雅安地区中級人民法院1999年12月2日判決、棄却)

### 9. 1 事実の概要

①X（原告、被上訴人、四川省崇経県病院）の建設設計画中の靈安室（以下、本件施設という。）は、Xの新築の医療総合ビルの東南方向に位置して

おり、長さ8.4m、幅6.24m、高さ3m、建築面積52.4m<sup>2</sup>であり、その東側の屏はXの病院敷地の境界屏にぴったりくっついて、Y1（被告、上訴人、王全忠）の住宅と隣接し、Y2（被告、上訴人、張仕瓊・張興瓊一以下、Y1、Y2を合わせてYらという。）の住宅との斜線距離は5.4mである。南側の屏は、大通りと6.8m離れており、北側の屏は、Xの汚水処理室と連なっている。医療総合ビルの東門と繋がっている通路は、死体を運ぶ廊下である。

X新築の総合医療ビルの周囲には現在の場所を除いて、他に本件施設を建てるのにより適切な場所はなく、その建築にあたっては、事前にYらに知らせていなかった。1999年3月27日、本件施設の主な工事が大方終了したとき、Yらは、その立地選択の不適切さ、Yらの居住及び生活に対する重大な影響、「死者が太平で、生きている者が不安〔死人太平、活人不安〕」であることを理由として、Xの工事続行を阻止した。

②茨城県都市建設局は1998年7月6日と1999年4月8日に、茨城県病院にそれぞれ、「建設プロジェクト立地選択意見書」、「建設用地企画許可書」、「建設工事企画許可書」を交付している。

③XがYに対して侵害の停止、損失の賠償を求めて提訴したのが本件の第一審である。その主な理由は以下の通りである。本件施設は、医療総合ビル（茨城県重点プロジェクト）の必要な構成部分である。Xは、自己の土地境界内において本件施設を建築しており、場所の選択も設計規範に合致している。また、Xは、本件施設に冷却、消毒設備を取り付け、陽光PVC（ポリ塩化ビニル）で本件施設、汚水処理室及び死体を運ぶ廊下の上方を全面的に密封して一体化させ、本件施設がY及び歩行者の視野に入らないようにすることを保障する。したがって、Xの本件施設の建築により、Yに損害を与えることはない。

④これに対し、Yらは、次のように抗弁する。本件施設は、Yらの住宅と壁一つで隔てられているのみであり、Yらの居住および生活に著しい影響を

与えており、正に、「死者が太平で、生きている者が不安」である。従って、Yらが、自らの合法的な相隣権が侵害を受けられないよう、Xによる本件施設の建築を阻止したことは、合法的な権利を守るための正当な行為であって、決して不法行為ではない。Xの訴訟請求を棄却するよう、法院に求め る。

#### 9. 2 第一审の判断

本件の争点は、本件施設の立地選択が適切であったかどうか、また、本件施設が今後、Yの通常の生活に影響を与えるかどうかにある。当該紛争についての処理は、生産に有利、生活に便利、団結互助、公平合理という相隣関係の準則によるべきである。茨城県の重点プロジェクトであるXの医療総合ビルおよび関連施設の完成は、大幅に当該地域における医療衛生条件を改善するであろう。このような公益的施設の建設は、各方面の支持を受けるべきものである。総合病院に不可欠の関連施設としての本件施設の用途の特殊性のため、建設部、衛生部は、その立地選択および設計に対して、「目隠しされ〔隠蔽〕、安全、衛生」であることを要求している。Xは、客観的により適切な場所がない状況の下で、やむを得ず現在地を選ぶとともに、茨城県の都市企画部門の審査承認を得ている。しかも、本件施設とYの建物の間には一定の距離があり、Xは訴訟中において、Yの様々な疑念に対して更に目隠し、衛生設備の設置等の措置を施している。例えば、死体の保存、運搬等の作業が外から見えないよう、陽光 PVC で目隠し措置を採り、冷却消毒設備を設置したことにより衛生基準に達するようになり、周囲の環境に対する本件施設の有形、無形の影響は最大限に減少された。したがって、合法的に本件施設を建築するXの行為は、法による保護を受けなければならず、Yに対して侵害の停止を求めるることは支持されなければならない。

Xの損失賠償の請求については、Xが本件施設を企画設計するにあたって、相隣関係にあまり注意を払わず、且つ、有効的な措置を採ったのが紛争の発生後であることに鑑みると、Xの本件施設と隣り合って住居を構えてい

るYが、自身の通常の生活に影響を与える施設に対して適切な措置が採られていない状況下で、Xの建築行為を阻止したことにはそれなりの理由がある〔情有可原〕から、支持しない。

一方、Xが既に冷却、消毒および目隠し措置を施した以上、Yの「死者が太平で、生きている者が不安である」との理由は成り立たない。したがって、Yは今後、Xの本件施設の建築行為を妨げてはならない。

「中華人民共和国民法通則」第83条、第106条第2項（過失不法行為責任に関する一般規定、権利侵害責任法6条1項に対応——文補）、第134条第1項第1号の規定に基づき、以下のように判決する。一、Yは今後、Xが本件施設を建築することを阻止、妨害してはならない。二、Xは、本件施設、汚水処理室及び死体を運ぶ廊下の上方空間を陽光PVCで全面的に密封し、本件施設内の活動が外部により直視できないようにしなければならない。本件施設を使用するには、冷却、消毒措置を採らなければならない。

Yは一审判決を不服とし、以下の理由で上訴した。①一审は、Xの立地選択が合法的なものであると認定しているが、これは、事実に反するものである。②Xの建築行為を阻止したことではなく、ただ自身の権利を守っているだけなのに、これをもってXの権利を侵害していると認定していることは、不当である。

また、二審の審理期間中、Yは、雅安地区建設委員会に行政不服申立て〔復義〕を行うとともに、二審法院の審理の中止を申し立てた。雅安地区中级人民法院は、1999年9月20日に審理の中止を決定した。同年11月5日、雅安地区建設委員会は、行政不服申し立て決定書（雅地建規復字（1999）01号）を作成し、崇経県都市建設局がXに交付した「建設用地企画許可書」等のすべての手続書類を取消し、Xが別途、立地選択してから建築許可申請をしなければならないとの決定を下した。

### 9. 3 第二審の判断

本件係争中の靈安室の立地選択及びその建築権の確認は、都市建設管理行

政単位の権限に属する事項である。「中華人民共和国都市企画法」(1989年12月26日採択公布、1990年4月1日施行——文補)<sup>(79)</sup> 第32条は、次のように規定する。すなわち、「都市企画区域内において、建築物、構築物、道路、パイプ及びその他の工事施設を新築、増築及び改築するには、必ず批准文書をもって都市企画行政主管部門に申請しなければならず、これに対し、都市企画行政主管部門が、都市企画において求められている企画設計基準に基づき、建設工事企画許可書を審査交付する。建設単位又は個人は、工事企画許可書及びその他の関連批准文書を取得してはじめて、操業手続を申請することができる」。この規定に基づき、人民法院は、本件施設の立地選択及び建築について、関連の行政単位が当事者に交付した許可書をもって合法的な建築権を取得した根拠とするしかない。この点についてみると、原審法院は、Xの提出した崇経県都市建設局が交付した本件施設の建築許可書及びYには確かにXの正常な施工を阻止、妨害する行為があったことに基づき、且つ、本件施設の特殊な用途及び相隣関係を考慮して、Yに対しては侵害の停止を命じ、Xに対しては建築権の合理的な制限を行っているから、決して不当なものではない。

Xは、上級の都市建設主管部門によって本件施設の建築許可書を取消され、建築権を失っている。二審係属中、雅安地区建設委員会により出された行政不服申し立て決定書（雅地建規復字（1999）01号）において、既に崇経県都市建設局が1998年7月6日、1999年4月8日に、Xに交付した「建設プロジェクト立地選択意見書」、「建設用地企画許可書」、「建設工事企画許可書」を取消すと同時に、Xが本件施設を建築するには、別途立地選択してから建築許可申請をしなければならないとの決定を下しているから、XはこれによりYと相隣しているところに本件施設を建築する権利を失っており、建築権の保護を求める請求は、関連の都市建設管理行政組織の有効な建築許可書が欠けている。したがって、Xの訴訟請求は支持しない。

「中華人民共和国民事訴訟法」第153条第1項第3号の規定に基づき、以下

のように判決する。一、原審判決を取消す。二、Xの訴訟請求を棄却する。

[裁判事例10] 吸い上げポンプによる騒音汚染に対する差止め、損害賠償請求事件<sup>(80)</sup>（第一審：北京市豊台区人民法院、第二審：北京市第二中級人民法院、認容。一審、二審ともに裁判年月日は明記されていない。）

#### 10. 1 事実の概要

①X（原告、被上訴人、李明、王軍夫婦）らは、2001年6月19日に、Y（被告、上訴人、北京市莊維不動産開発有限責任会社）と「商品住宅〔商品房〕売買契約」を締結し、莊維花園7号楼306号室（以下、莊維花園7号楼は本件建物とし、同306号室は本件住宅という。）を購入して同年12月31日に入居した。入居後、本件住宅内では、本件建物内にある地下室の吸い上げポンプの運転により発せられる騒音を感じるようになった。Xらは、数回にわたりY及び訴外不動産管理会社にこのことを伝えるとともに、吸い上げポンプを交換するかまたは吸い上げポンプが設置されている地下室について防音措置を施すよう求めた。これに対し、Yは、地下室の騒音に対してパイプの改良工事を行ったが、騒音汚染を抜本的に改善することはできなかった。

そこで、Xらは、2004年9月10日に、北京市豊台区環境保護監視測定センター〔站〕に委託して、本件住宅の騒音について測定させた。同センターの「検査測定報告」によると、今回の検査測定時間は、2004年9月10日22:10、主な音源は吸い上げポンプであること、実測値は、客室の中心が39.7デシベル、客室の中心のバックグラウンドが29.4デシベルであること、Xらが鑑定費105元を支払っていることが明らかになった。

Xらは、2004年12月23日、2005年1月12日の二回にわたって病院で診療を受けており、その診断結果は、脳内の供血不足、神経衰弱等であった。また、2004年12月28日、Xらの息子が北京市児童医院で診療を受けたが、そのカルテによると、2、3か月前から中断を伴う無規則な頭痛の症状が現れていたことが分かった。

事件の審理期間中、法院は、北京市某区環境保護監視測定センターに委託して本件住宅について再び騒音測定を行わせており、その主な内容は以下の通りである。測定時間は2005年3月10日20：30から3月11日00：10まで、主な音源は本件建物の地下室にある吸い上げポンプであり、測定場所は本件住宅内であること、実測値はポンプの起動時の昼は44.1デシベル、夜は43.5デシベル、ポンプの正常運転時の昼は36.2デシベル、夜は35.4デシベル、バックグラウンドは、昼は30.6デシベル、夜は30.0デシベルであり、測定は「工業企業工場境界騒音測量方法」（GB12349—90）によっていること、Xが検査測定費350元を支払っていることである。

②そこで、Xらは、長期にわたる騒音汚染により、静かな生活環境がなくなり、通常の活動及び子供の学習に直接影響を与えていていること及び家族全員の心身健康をも著しく脅かしていること、また、これらにより重大な精神的苦痛と経済的損失を蒙ったとして、Yに対して、抜本的な措置を採って本件住宅内の騒音汚染を徹底的に除去すること、入居以来の精神的損害の慰謝料10万元を賠償すること、騒音の検査測定費用、訴訟費用はすべてYが負担することを求めて、提訴したのが本件である。

③これに対し、Yは、主に、本件における騒音の適用基準及び測定方法、賠償問題の2つの面から抗弁を行っている。

まず、本件における騒音の適用基準及び測定方法について。環境保護監視測定センターによる騒音検査測定報告は、結論的意見を出しておらず、騒音汚染の事実を示すことはできない。監視測定センターが適用したのは「都市区域環境騒音基準」（GB3096—93）（国家環境保護総局1993年9月7日批准、1994年3月1日施行——文補）であるが、同基準は区域内の環境に適用されるものであって、建築住宅の室内には適用されない。建設部が公布した「住宅設計規範」は、1999年から実施されている強行的国家基準であり、その中には、室内の騒音が昼は50デシベル以下、夜は40デシベル以下でなければならぬとの明文規定がある。しかし、Xは、「都市区域環境騒音基準」を適

用すべきことを主張している。2つの基準を比較すると、前者（「住宅設計規範」——文補）は、国家基準であり、且つ、公布された時期が後でその適用対象は専ら住宅内の環境であるとの明文の根拠規定がある。一方、後者（「都市区域環境騒音基準」——文補）は、住宅外部の環境をその対象としており、明文の法的根拠のない「人為的解釈」であるから、明らかに前者を適用することが適切である。これに対し、環境保護局は後者を適用すべきことを主張するが、その結果として、むりやり区域環境に関する騒音基準が建築物の室内にも適用されることになる。実は、2つの基準は、その文言から分析すると、決して矛盾があるわけではない。「都市区域環境騒音基準」（GB3096—93）の「やむを得ず室内において測定するときは、騒音の限界値は10デシベル減じる」との規定の測定対象は、依然として「室外環境」であり、「室内環境」ではない。ただ、測定方法の制限により室外において測定することができないとき、測定場所を変更するものにすぎず、室内の測定結果は必然的に室外と異なるから、10デシベル減じなければならない。このことは、測定の対象が外部環境であることを変えるものでなく、さらに室内環境基準がこれにより判断されることを意味するものでもない。部門間において、異なる基準により抵触が生じるときは、被管理者（ここでは、YがY自身を指している——文補）がその不利な結果を負担してはならない。本件当事者は、適用基準について意見が分かれているが、このことは、2つの部門により制定された基準間の抵触、建設部と環境保護総局間の抵触、「住宅設計規範」（GB50096—99、建設部1999年3月24日公布、同年6月1日施行。2003年4月21日一部改正、同年9月1日施行——文補）と「都市区域環境騒音基準」間の抵触を示すものである。わが会社は、不動産開発企業であるから、当然建設部の明文規定を遵守すべきであり、我々には誤りがない。上述の抵触が生じたとき、不動産開発商（ディベロッパー）が不利な結果を負担すべきでない。そうでないと、わが方に対しては不公平である。国家の住宅内環境に関する騒音基準及び測定方法は制定段階にあり、未だ公布されてい

ないから、法の不遡及原則に基づき、建設部の「住宅設計規範」によるべきである。

賠償問題について。審理期間中、Xは、病院で診療を受けた証明書を証拠として提出しているが、その主張している損害は、すべてXの口述によるものであり、医学的見地から透視、CT、超音波検査等の科学技術的手段によって確定できるものではない。したがって、所論の損害には事実的根拠がなく、精神的損害賠償の請求にも法的根拠がないから、その賠償請求には同意しない。また、本件建物の区分所有権者の利益を維持するため、わが会社は、既に吸い上げポンプの改善方針を決定しており、本件判決の結果如何にかかわらず、技術的に可能な限り、改善措置を行うこととする。

## 10. 2 第一審の判断

住宅は、人々が日常生活を行い、休息をとる主な生活環境である。国家の環境保護行政主管部門である国家環境保護総局は、公民の生活環境を保護するため、環境騒音の最高限界値基準を制定した。その中で、「都市区域環境騒音基準」（GB3096—93）は、居住を主とする第1種区域について、昼の騒音基準は55デシベル、夜は45デシベルであると規定し、「都市区域環境騒音測定方法」（GB/T14623—93）（国家環境保護総局1993年9月7日批准、1994年3月1日施行——文補）第5.4条は、「やむを得ず室内において測定するときは、騒音の限界値は10デシベル減じる」と規定している。また、「工業企業工場境界騒音基準」も居住を主とする第1種区域における昼の騒音基準は55デシベル、夜は45デシベルであると規定している。「工業企業工場境界騒音測定方法」（GB12349—90）第2.6.2条は、「もし、工場の境界と住民の住宅が相連なっていて、工場境界の騒音を測定することができないときは、測定点を居室の中央とし、室内における限界値は、関連基準より10デシベル低くならなければならない」と規定する。

そして、北京市環境保護局が2001年12月17日に、居住建物内のエレベーター、ポンプ室、変電器等の設備により生じた騒音問題について出した、「室

内の騒音汚染についての関連問題に関する書簡」の中で、次のように解答している。「国家及び北京市は、これらの問題について明確に規定していないが、『中華人民共和国環境騒音污染防治法』第6条第2項の『県級以上的地方人民政府の環境保護行政主管部門は、本行政区域内の環境騒音污染防治について、統一的な監督管理を実施する』との規定に基づき、人民大衆の実際問題を解決するため、環境保護部門は、これらの騒音問題について管理を行うことができる。また、『都市区域環境騒音測定方法』（GB/T14623—93）及び『都市区域環境騒音基準』（GB3096—93）の規定に基づき、やむを得ず室内において測定するときは、室内騒音の限界値は所在区域の基準値より10デシベル低くならなければならない。測定の際には、窓を閉め切ると同時に、室内、室外のその他の騒音源が影響することを防止しなければならない。」。

「中華人民共和国環境保護法」及び「中華人民共和国環境騒音污染防治法」の規定に基づき、国家環境保護行政主管部門は、環境保護活動に対して統一的な監督管理を行うとともに、国家の騒音環境質量基準及び測定方法を制定する。国家環境保護行政主管部門の住宅室内における専門的な騒音基準及び測定方法が公布される前には、裁判官が公民の環境権保護の見地から出発し、現在の国家環境保護総局と北京市環境保護局及び豊台区環境保護監視測定センターが住宅室内に適用する騒音基準及び測定方法を総合考慮して、裁判を行うことは合法的なものであり、当事者の双方に対しても公平合理的なものである。

XがYから購入した本件住宅は、「都市区域環境騒音基準」及び「工業企業工場境界騒音基準」が定める第1種区域に属しており、同住宅では、2002年5月から本件建物の地下室にある吸い上げポンプの運転時に発せられる騒音を感じるようになった。環境保護視督測定センターの2度にわたる騒音測定を経て、夜間の騒音実測値はそれぞれ、39.7デシベル、43.5デシベル（ポンプの起動時）と35.4デシベル（ポンプの正常運転時）であることが判

明しており、これらは、すべて「都市区域環境騒音基準」及び「都市区域環境騒音測定方法」が定める夜間の最高限界基準を越えるものである。

Yの利益を充分に考慮するため、「工業企業工場境界騒音測定方法」(GB 12349—90) 第3.2条の「背景騒音の値は、測定しようとしている騒音の値よりも10デシベル以上低くならなければならず、測定値と背景値の差が10デシベルよりも小さいときは、修正しなければならない」との規定に基づき、本件住宅のバックグラウンドの騒音要素を考慮しても、39.7デシベル、43.5デシベルという騒音値は「工業企業工場境界騒音基準」及び「工業企業工場境界騒音測定方法」が定める夜間の最高限界基準を越えるものである。また、ポンプの夜間起動時に発する騒音も、Yが主張する国家の強制的基準である「住宅設計規範」第5. 3.1条が定める「住宅の寝室、客室内の騒音許容値は、夜間において40デシベル以下でなければならない」との基準より高い。

このように、本件ポンプによる騒音汚染は非常に重大なものであり、YのXに対する騒音汚染による不法行為が成立するから、Yは、ポンプ室について信頼できる有効な防音措置を探るかまたはポンプを替えるなどして、Xの本件住宅の音環境の質を着実に改善し、本件建物内の住民の良好な生活環境を保障しなければならない。長期にわたって基準を越える騒音の下にある住宅の生活環境は、Xら一家の正常な生活、活動、学習、休息及び心身の健康を著しく妨害し、影響を与えており、Xの環境権利利益に対して重大な損害をもたらしている。実際の経済的損失をもたらしていないなくても、または、医療機器によっては暫くXの身体に対する損害結果を測定することができなくとも、相応の賠償を行わなければならない。そして、最高人民法院の「民事権利侵害による精神的損害賠償責任を確定する若干の問題に関する解釈」(2001年3月8日法釈〔2001〕7号)に基づき、Yは、Xの精神的損害についても賠償しなければならない。

「中華人民共和国環境保護法」第7条、第9条、第41条、「中華人民共和国環境騒音污染防治法」第2条、第6条、第25条、第61条及び「中華人民共和

国民法通則」第5条、第124条の規定に基づき、以下のように判決する。1. Yは、本判決の効力発生日から60日以内に、本件建物のポンプについて信頼できる有効な防音措置を採って、X所有の本件住宅内の騒音が国家環境保護総局の定める最高限界値以下になるようにしなければならない。期限を越えても基準に達しなかったときは、基準に達するまで、一日につき100元をXらに賠償しなければならない。2. Yは、本判決の効力発生日から7日以内に、Xらに精神的損害慰謝料10万元を賠償しなければならない。

### 10. 3 二審の判断

Yが原審を不服として、上訴。棄却。

YのXに対する騒音汚染による不法行為が成立し、Yは、有効な措置を採ってX所有の本件住宅環境の質を改善する責任を負う。長期にわたって基準を越える騒音の下にある住宅内における生活環境は、Xら一家の正常な生活及び心身の健康を著しく妨害し影響を与えているから、これによりXら一家に与えた精神的損害を賠償しなければならず、これについて原審が調査を経て明らかになった事実に基づき、斟酌確定した精神的損害賠償額は適切であって、支持しなければならない。

## II 小括

これまで、幾つかの判例を見てきた。まず、その区分には微妙なところもあるが、いわゆる積極的侵害に属するものは、〔裁判事例1〕（以下、単に事例番号のみを表記することとする。）、〔2〕、〔6〕、〔7〕、〔8〕、〔10〕であり、そのほかのものは、いわゆる消極的侵害に一応分類することができる。また、〔9〕が未稼動型（建設は終了したが、未だ稼動していないもの。尤も、本件では建設はほぼ終了しているが、完全に終了しているわけではない。）であり、それ以外の事例はすべて既稼動型に属する。そして、〔1〕、〔7〕は「大気汚染」（〔1〕は、「大気汚染」と「水質汚濁」の両方が含まれる。）、〔2〕は「水質汚濁」、〔3〕は「光汚染」、〔4〕は「高圧電磁輻射」、

[5] は「日照・通風」、[6]、[8]、[10] は「騒音」、[9] は「嫌忌施設」に関するものである。以下、各判例において取り上げられている具体的な差止要件等について見てみよう。

[1] は、化学工場からの汚染物質（主に、排水中の六価クロム、排気ガス中の塩素および工場の裏山に未処理のまま不法投棄された廃棄物中に含まれる六価クロムとされる。）の排出による深刻な経済的損害と健康被害（癌、皮膚病、頭痛、吐き気および鼻腔の疾患などとされる。）に対する損害賠償、差止請求事件であり、差止請求としての「被告の汚染排出行為による権利侵害の停止」請求は、農作物等の被害や健康被害の発生を防止するよう求めるものである。また、本事例の作者によると、<sup>(81)</sup> 汚染による侵害の停止および不法投棄廃棄物の処理は、判決後ほとんど執行されていないようである。なお、原告が同じ間接証拠——その程度の差はあるかもしれないが——を提出しているのに、農作物等の被害と汚染行為との因果関係には、最高人民法院の举証責任の転換に関する関連司法解釈の規定（法釈〔2001〕33号、同4条1項3号）を適用し、健康被害及び精神的損害には同規定を適用していない。このように、同規定の適用の基準、因果関係についての原告の立証の要否（本件では、必要であることを前提としているようだが）および証明度等には、依然として不明な点が残されている。

[2] は、工場排水により莫大な経済的損失を蒙った養殖業従事者が求めた損害賠償、差止請求事件である。本件において、一審は、各専門機関による鑑定結果を基に、被告ら8企業に連帯責任を認め、原告らの被告らに対する経済的損失の賠償請求については全額認容し、環境に対する原状回復費用については棄却した。二審は、原告らが、被告ら企業の汚水を排出する河道及び海の入り口において養殖業に従事したこと重視して経済的損失の賠償額を一部減額しているが、これは、原告らの行為態様に着眼した過失相殺的調整であり、いわゆる先住性に関する判断もあると考えられる。一方、「汚水排出による侵害行為の停止」という差止請求については、直ちにその

侵害を停止するよう命じてはいるが——〔1〕における差止請求と同様——、具体的にそれが何を（例えば、工場操業の短縮または停止か、排出基準に合致するよう関連設備を設置することなど）指しているかは明らかでない。本件の上訴審は、排出基準に達した1社と排出基準に達していない8社を区別し、前者に関しては、単独責任（判断基準を明らかにしない、裁判所の裁量による賠償額の確定）を課し、後者に関しては、連帶責任を課しており、前者の責任が決して免除されないことにも留意すべきであろう。もっとも、因果関係の認定に関しては、専門機関による鑑定が決め手となっており、举証責任に関する転換規定がストレートに適用されているわけではない（その判断プロセスは次のようになっている。すなわち、鑑定結果による因果関係の推定→被告による举証→举証の失敗→因果関係存在の認定）。また、本件において、いわゆる「狭義の共同不法行為」に関して客観説を採用したが、これは、権利侵害責任法の関連規定（同法8条、同法67条参照）と異なるものか否かについては、更なる検討が必要であろう。なお、本稿の校正段階において、本件第二審判決文の全文を入手することができた。

〔3〕は、原告が、被告設置の街灯により不眠等の症状が現れ、仕事の効率も低下したなどとして、損害賠償、差止めを求めた事件である。本件において、法院（裁判所）は幾つかの興味深い判断を示している。まず、中国において、環境汚染民事責任は無過失責任であると一般的に理解されているが、本件では、「被告が自己の営業所において、街灯を設置し、自己の営業所の外部環境に照明を与えることは、本来ならば、過失〔過錯〕が存しないところである。」として、被告の「過失」について言及している。環境汚染民事責任が無過失責任であると理解するならば、このような判断は不要であるはずであり、このことは、学説と裁判実務との間に存在するずれの現れでもある。また、経験則および上海市の「都市環境装飾照明規範」の関連規定により、被告の街灯設置行為が「光汚染」を構成すると認定している。そして、具体的な差止要件としては、受忍限度を超えていること（これは、違法

性についての判断である)、公共性の欠落(「それは駅、空港、公道等の公共の場所において、公衆にサービスを提供するための必置の照明、装飾用の電灯ではなく、被告が単に自己の経営の便宜のために設置した街灯にすぎない。」)、代替措置の可能性(「被告は、その他の方法でもって、その営業所の外部環境に照明を供するかまたは遮断等の必要な措置で被告設置の街灯が他人の合法的な権利利益を侵害することを回避する条件を完全に具備している。」)を挙げており、かなりきめ細かな議論をしている。なお、本件における「原告に対する光汚染による侵害の停止および排除」は、「本件街灯の撤去」によりその目的を達成することができるので、具体的な執行方法があいまいであるという問題は生じない。本件においては、被告が特別な犠牲を強いられることもなかったので、原告の差止請求も容易に認められたという背景がある。

[4] は、原告が、被告の高圧電線の架設により、経済的損失と健康被害(原告の父親が癌でなくなったという間接事実を挙げている)を蒙ったとして、「侵害の停止」、「高圧電磁輻射による損害の除去」およびそれによる経済的損失の賠償を求めた事件である。これに対し、裁判所は、国家の電力業界基準である「110—500KV 高圧送電線路に関する設計技術規範」(1999年8月2日)および国家の環境保護業界基準である「500KV 超高圧送電変電プロジェクトにおける電磁輻射に関する環境影響評価技術規範」(1998年11月19日)の関連規定に基づいて、本件被告の高圧電線の架設行為はこれらの基準を満たしており、「原告の家屋に損害及び安全上の隠れた危険をもたらしていない」として、原告のすべての請求を棄却している。本件において、決め手となったのは国家の関連基準である。しかし、これらの基準を満たしさえすれば、健康被害の生じる恐れなしとすることには、なお疑問の残るところである。

[5] は、被告所有の本件建物により採光が著しく妨げられたとして、原告らが被告に対して、損害賠償、本件建物の北側の密封されたベランダを撤

去する等の差止を求めて提起した事件である。一審、二審ともに差止請求については、棄却しているが、その理由は異なる。一審は、北側のベランダが原告の採光に何の影響をも与えていないこと、本件建物は関連部門の批准を得て建築されたものであること、鑑定結果の正確さ、屋上のひさしは本件建物に住む住民が自ら取り付けたものであり、被告とは関係ないとしている。二審は、原告らが受けた日照被害は重大であるとしつつも（「本件における原告らの住宅は、1年中、約3分の1の時間に日照がなく、損害の程度は比較的重大である」）、「民事責任の負担方法としては、本件の実際の状況及び訴訟経済の観点に基づき、社会的公共財・資源の浪費及び当事者の経済的損失の拡大をもたらさない限りにおいて、損失賠償を主とすることが適切であるから、原審が、原告らの被告に対する一部の建築設備の取り壊し、改築の訴訟請求を棄却したことは、決して不当ではない。」として、原告らの差止請求を棄却している。また、損害賠償額の算定について、二審は、賠償額及び計算基準に関する法律の明文規定を欠く本件においては、「住宅の採光が実際に受けた侵害の程度、当事者の主観的過失〔過錯〕の程度、住宅の実際の価値等の要素に基づき総合的に認定しなければならない。」としている。二審の判断によると、損害賠償と差止とでは「程度の差」があることになり、「社会的公共財・資源の浪費及び当事者の経済的損失の拡大をもたらす」ような加害行為については、差止が認められることになる。その関係は不明だが、これは日本における「違法性段階説」を想起させるものである。なお、本件において、国家の強行性基準と業界基準が抵触するとき、前者が優先適用されることが確認されている。

[6] は、被告のビル建築に伴う基準を大幅に越える深刻な騒音被害に対して、近隣住民が仮執行の申立てとして、騒音汚染による侵害の停止および毎晩9時から翌朝7時までの操業停止を求めた事件である。本件においては、まず、裁判所が原告の請求を全面的に認容する仮執行処分を下し、これに対して被告による不服申し立てがあった後、裁判所が調停を行うことによ

り、紛争が解決された。なお、この事例は比較的古いものであり、この時期の実務においては、裁判所が当事者に対して調停を行うことによって、紛争処理を行ったものが多い。尤も、中国政府は現在、「和諧社会」（調和のとれた社会）の構築を推進しており、加えて各種の裁判外紛争処理手続（ADR）による紛争処理が今日脚光を浴びている中、中国でも調停（裁判所による調停と人民調停員による調停を含む）及び仲裁等の重要性が再び認識されるようになった。<sup>(82)</sup> 今後の処理をも含め、大変注目すべきところである。

[7] は、被告の経営する銭湯が瀝青炭を使用したことにより生じた大量の粉塵により、様々な被害を受け、通常の生活に著しい影響を与えているとし、原告が被告に対して、「侵害の停止」、「妨害の排除」と経済的損失及び精神的損害賠償を求めて提訴した事件である。一審は、原告のすべての請求を棄却したが、二審は、「妨害の排除」と精神的損害賠償を除くほかの請求はすべて認容している（経済的損失については、減額したうえで認容している）。認容した理由としては、主に、被告の行為の悪質さ（「環境汚染行為に対する期限内改善通知書」を下した後も、営業を続けたという事実）、原告の健康を脅かしていること（原告による具体的な損害額の証明がなくても、裁判所の裁量により経済的損失6,000元を認定している）が挙げられている。「侵害の停止」は認められており、担当裁判官の解説等によると、これは、排出基準に達するまでの一時的な操業停止を意味するものである。

[8] は、工場から発せられる騒音に対して、近隣住民が差止め（侵害行為の停止）及び精神的損害賠償を求めた事件である。一審、二審ともに、原告の請求を認容した。本件の差止請求は、一審が判決しているように（「被告は、本判決の効力発生後3日以内に、徹底的な改善措置を採って騒音汚染を除去し、原告に対する騒音侵害を停止せよ。」）、原告の抽象的不作為請求（単に「侵害行為の停止」としている。）に対して、裁判所がその内容を具体化し、その執行の問題は確保されているといえる。本件の主な特徴として、次の二点を挙げることができる。まず、一審、二審ともに、被告によりもた

らされた汚染の事実、経緯及び程度、原告が関連部門に何十回も陳情告訴していること等の間接事実から、原告の平穏生活権〔安寧権〕、健康権が侵害されたと認定している。次に、精神的損害賠償については、先住性判断を行って（「被告の工場設立が先であり、原告の入居が後である」）、一部減額している。尤も、本件における工場および建物はとともに、被告により建てられたものである。この点を考慮に入れず、ただ先住性判断を行うことにより、賠償額を減額したことには正当性が欠けるように思われる。

[9] は、病院の嫌忌施設（靈安室）の建設に反対する近隣住民が妨害行為を行い、それに対して病院側がその差止め（「侵害の停止」）および損失賠償を求めた事件である。そのうち、損失賠償については、一審、二審ともに棄却している。差止請求については、その判断が分かれた。一審は主に、本件施設の公共性、ほかに代替地が存在しないこと、都市企画部門の審査承認を得ていること（日本において、建築主事等の建築確認を得ていることとはほぼ同じである——文補）、目隠し、冷却設備の取り付け等の各種改善措置（尤も、これらの改善措置は訴訟開始後に行ったものである。）を理由に、原告病院の請求を認容した。一方、二審において決め手となったのは、雅安地区建設委員会が上訴人（原審被告）の行政不服申立て〔復義〕に対して下した行政不服申立て決定書（行政裁定）である。同決定書により、被上訴人（原審原告）に交付された「建設用地企画許可書」等の手続書類すべてが取消された。これを受け、二審は、まず、「本件係争中の靈安室の立地選択及びその建築権の確認は、都市建設管理行政組織の権限に属する事項である」としたうえで、被上訴人は本件施設の建築許可書を取消されたことにより建築権を失っているから、「その訴訟請求は支持しない」とした。このように、二審においては、上訴人（近隣住民）に対する具体的な判断をすることもなく、被上訴人病院の差止め請求が棄却されることとなった。尤も、一審の判断を不当としているのではなく、上記行政不服申立て決定書により、一審を変更しているのである。

[10] は、建物の地下室内にある吸い上げポンプによる騒音被害に対して、当該建物内に住んでいる住民が求めた差止め（「抜本的な措置を探って本件住宅内の騒音汚染を徹底的に除去すること」）および精神的損害賠償請求事件である。本件においては、室内の騒音基準に関する明文の規定がない状況下で、裁判官の裁量により、他の関連規定を参照し、且つ、詳細な認定を行って被告（上訴人）の原告（被上訴人）に対する、騒音汚染による不法行為の成立が認められた。また、原告の差止請求に対して、具体的な期限内に国家の騒音基準に達するよう有効な防護措置を探ることを命じ、期限を越えても基準に達しなかったときは、基準に達するまで、一日につき100元を原告に賠償することを命じており、これは間接強制の方法で原告の差止請求の執行を確実に保障できるものであり、これから裁判においても参考になるものである。

以下、これまでの検討を踏まえ、差止に関する中国の判例を簡単にまとめることにしよう。第一に、学説上、環境汚染による不法行為の成立要件として、違法性は不用であるとの主張が強いが、これとは裏腹に、判例の中には、違法性判断を行っているものが多い（例えば、[2]、[3]、[7]、[10]参照）。このことは、次の点からも明らかである。すなわち、本稿で取り上げた判例のうち、その大半が根拠条文として民法通則124条（「国家の環境保護・污染防治の規定に違反して、環境を汚染し、他人に損害をもたらしたときは、法に基づき民事責任を負わなければならない」）を挙げている（[2]、[3]、[4]、[6]、[7]、[8]、[10]。なお、[1]に関しては、判決文の原文を入手することができず、根拠条文として民法通則124条を挙げているか否かは不明である）。既述の通り、民法通則124条は、違法性を環境汚染による不法行為の成立要件としている。また、本稿で取り上げた判例の中には、その根拠条文として、民法通則124条と環境保護法41条1項（「環境汚染の危害をもたらしたときは、その危害を排除するとともに、直接損害を受けた組織又は個人に対して損失を賠償しなければならない」）を同時に列

挙するものが、少なからず存在する（[2]、[3]、[7]、[10]）。民法通則124条は違法性を必要とし、環境保護法41条1項は違法性を不要とする、との今までの一般的理解によるならば、このように、相矛盾する二つの条文を同時に列挙することはできないはずであり、このことは、違法性の要否に関する学説の対立の裁判実務における1つの現れであるといえよう。違法性要件について更なる検討が待たされる所以でもある。

第二に、判旨の部分において、十分な法律論を展開したと思われる判例があまり多くない。その多くが形式的に根拠条文を羅列するのみで、具体的な判断プロセスにおいて、どのようにして裁判官の価値判断が導かれたか定かでなく、説得力に乏しいところがある。このような傾向は、とりわけ、2000年代以前の判決において、顕著である。

第三に、具体的な法的構成について言及するものがあまり見当たらない。例えば、物権的請求権によるか、それともその他の法的構成によるかの言及がない。<sup>(83)</sup>筆者の調べた限り、これまで挙げた判例以外のものには、圧倒的多数の判例が相隣関係的な処理を行っていることが目立っている。相隣関係による処理は、何らかの物権を有する者の間には適用可能であるが、より積極的な差止請求——例えば、汚染源の撤去、工場の操業短縮・停止等——には、その適用の限界を露呈せざるをえないと思われる。このような処理は、相隣関係に関わる事件の中には、「相隣関係」の問題レベルを越えた、生命や身体・健康に対する直接的侵害が問題となる、いわゆる公害も含まれうることを見落としてしまうおそれがあるものである。もっとも、上記のような処理は、最高人民法院による、民事訴訟事件の名称を定める関連規定と深く関わっているように思われる。すなわち、従来の規定（「民事案件案由規定（試行）」（2000年10月30日公布、2001年1月1日施行、法発〔2000〕26号）において、環境汚染民事訴訟の名称は「環境汚染損害賠償紛争」のみであり、「侵害の停止」等を含む差止め形態と同じ紛争名義で処理するには限界があったため、相隣関係による処理が多く利用されたと考えられる。一方、新

しい規定（「民事案件案由規定」2007年10月29日公布、2008年4月1日施行、法発〔2008〕11号）において、その名称が「環境汚染権利侵害紛争」に変更され、更に、「大気汚染権利侵害紛争」、「水汚染権利侵害紛争」、「騒音汚染権利侵害紛争」、「放射性汚染権利侵害紛争」という、4種類の紛争形態に細分化された。このように、その名称の変更により、損害賠償事件だけではなく、差止事件をも包摂することができるようになったといえよう。<sup>(84)</sup>

第四に、これらの判例においては、——法的構成が述べられていないことも関連すると思われるが——具体的な差止要件についての言及が乏しい。物権、人格権などの絶対権の侵害（とりわけ、生命・健康に対する侵害）については、原則として、利益衡量を排除すべきであると考えられるが、権利にまで至らない利益については、利益衡量をしなければならない場合が多いだろう。例えば、私人対企業の場合でも、互換性の喪失を無視し、経済的利益の過大評価、社会的有用性の一方的評価を行い、企業に偏る利益衡量を行ってはならない。中国の公害訴訟においては、差止要件の具体的な諸ファクターについての検討が不十分ないし欠落しており、これについては、日本の学説・判例が行ってきた詳細な検討が参考になるだろう。

### 第3章 検討

これまで、中国の学説（第1章）、判例（第2章）の順に、中国の環境汚染民事差止についてみてきた。その帰結として、以下のものがある。

環境汚染民事責任が無過失責任であることについては、学説上広くコンセンサスが得られているといえようが、判例の中には、加害者の過失について判断しているものもある（例えば、〔3〕、〔9〕参照）。また、権利侵害責任法に関する公権的解釈において、環境汚染責任は、異なる汚染源によって異なる帰責原則を適用すべきということが明らかになった。すなわち、住民間の生活妨害には過失責任を適用し、企業生産による「公害」には無過失責任を適用すべきであると。これまでの中国の学説は、環境汚染による不法行為

についての類型化作業をあまり重視せず、無造作にすべて無過失責任で片付けようとした結果、無用な混乱を招いた嫌いがある。その中には、無過失責任ではなく、過失責任で処理した方がより現実的で合理的だと思われるものもある。したがって、このような汚染源による区別には、一理あるといえよう。しかし、住民間の生活妨害においても、生命・健康等に著しい危害を及ぼし得るものもあり、その場合、一概に過失責任を適用することにも問題があるように思われる。そして、通説である無過失責任説のほかに、一部の学者により過失責任説が主張されているが、それは、中国の現行法規（とりわけ、民法通則124条と環境保護法41条1項）に対する異なる理解によるものであり、環境汚染民事責任が無過失責任であるべきだという理念的レベルにおける対立ではない。

民法通則134条の「侵害の停止」、「妨害の排除」、「危険の除去」、「原状回復」という民事責任の負担方法が環境汚染民事責任（とりわけ差止請求としての民事責任、原状回復に関しては議論あり）として適用できることは、主に環境法学者により主張されている。しかし、これらが環境汚染民事責任の負担方法として明記されていないこともあって、学者の中には「環境権利侵害民事責任法」なるものを制定すべきことを主張する者もある。<sup>(85)</sup>また、上記の各責任形態は、主に物権的請求権の内容であることもあってか、民法学者の多くは、物権、人格権、知的財産権等の絶対権の保護に重点を置いているようであり、直接環境汚染責任を想定した言及はそれほど見当たらない。一方、環境法学者の多くは、これらの責任形態を環境民事責任として承認し、その適用範囲に関しても、かなりきめ細かな議論を展開しているが、その要件は何であるか、各責任形態間の関係はどのようなものであるかなど、まだ解明されていない問題点が多く残されている。そして、判例においては、原告の請求は抽象的差止請求が多く、判決の執行確保をも視野に入れた請求の仕方を工夫すべきである。更に、前述したように（前掲注66参照）、これらの原告による抽象的差止請求に対しては、裁判所が具体的な執行方法を指定

することも可能であり、代替的執行、間接強制などの方法も考えられる。この点、現行民事訴訟法は必ずしも明らかでなく、同法改正の際に、執行方法に関する明文規定の設置が望まれる。

環境汚染による不法行為の成立要件に関しては、損害事実、損害と行為との間の因果関係という2要件説（実質的に、この2要件説に属すると思われる<sup>〔3〕</sup>3要件説——前記2要件のほかに、単なる法的事実としての、違法性判断が捨象された「加害行為」という要件が加えられたもの——を含む）が有力に主張されており、同説によると、違法性は不用となる。民法通則106条2項（過失不法行為責任に関する規定、「公民、法人が、故意・過失〔過錯〕によって国家、集団の財産を侵害し、他人の財産、人身を侵害したときは、民事責任を負わなければならない。」）、権利侵害責任法6条1項（「行為者が、故意・過失〔過錯〕によって他人の民事上の権利利益を侵害したときは、不法行為責任を負わなければならない。」）、同法65条（環境汚染による不法行為責任の一般規定、「環境汚染により、損害をもたらしたとき、汚染者は不法行為責任を負わなければならない。」）等の規定を見ると、違法性要件はどこにも出てこない。しかし、今までの通説（とりわけ、一般的不法行為に関して）は、不法行為の成立要件として、違法性を必要としており、前述のように（本稿第2章Ⅱ参照）、判例の中にも実質的に違法性判断を行っているものが多い。また、上記の各法律条文の文言には「違法性」という用語が用いられてはいないが、「他人の権利利益の侵害」自体が「違法性の徵憑」であると解することも十分可能であるように思われる。いずれにせよ、違法性を不法行為の成立要件とすべきかどうかを含め、学説および裁判実務の統一を図る必要があり、今後の更なる検討が不可欠であろう。

環境汚染に対する差止においては、その性質上、既に損害が発生したことまで要求することは現実的ではない。つまり、被害者の生命、健康に損害が生じた場合、それは往々にして回復不可能なものであるから、損害が発生する前に予め差止めることが重要である。そもそも、損害の発生後でなければ

ならないとすると、差止制度自体の意義が没却されてしまうだろう。この点に関し、権利侵害責任法21条は、「不法行為によって他人の人身、財産の安全が脅かされているとき、被権利侵害者は、権利侵害者に対して侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の不法行為責任を負うよう請求することができる」と規定する。この規定によると、「損害の発生」ではなく、「損害が生じるおそれ」があれば、被権利侵害者は、侵害の停止等の差止請求をすることができる。同規定は、権利侵害責任法の総則部分に当たる同法第2章「責任の構成及び責任方式」に置かれており、環境汚染民事差止にも適用できるものである。もっとも、従来の損害概念とは異なり、権利侵害責任法における「損害」は、既に存在する現実的な「不利な結果」（現実的損害）のみならず、現実的脅威をなしている「不利な結果」をも含む、広義の概念となっていることには、注意が必要である。<sup>(87)</sup>

加害行為と損害との間の因果関係については、最高人民法院の「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」（法釈〔2001〕33号）4条1項3号および固体廃棄物環境污染防治法86条、水污染防治法87条、権利侵害責任法66条などが、举証責任の転換規定を置いている。因果関係の推定規定としては、国家法レベルのものではなく、地方性法規として、例えば、上海市（63条）、山東省（60条）、湖北省（39条）、貴州省（63条）（括弧内の数字は、各々の「環境保護条例」の該当条文を示す——文補）のような各環境保護条例があり、これらは、加害者が、被害者の損害と自己の排出行為の間に因果関係が存在しないことを証明できない場合は、賠償責任を負うべき旨を規定している。他方、裁判実務において、因果関係の推定は、環境汚染事件の中で既に一般的に承認されているとはいえ、举証の範囲、証明度、原告にも一定の举証責任があるか否か等については、なお、不明な点が残されている。<sup>(88)</sup>

免責事由としては、一般的に、不可抗力、第三者の故意・過失、被害者の故意が挙げられることは、既述の通りである。ただ、環境保護法と各環境特別法および権利侵害責任法に規定する免責事由は、その種類（環境保護法

は、「不可抗力」のみ)、適用要件(例えば、「不可抗力」に関しては、合理的な措置の要否の区別がある)の面で若干異なっている。とりわけ、環境汚染訴訟において、「第三者の故意・過失」が実質的に「汚染者」の免責事由でなくなったことには、注意が必要である(権利侵害責任法68条参照)。

### むすびにかえて

これまで、本稿では、中国の環境汚染民事差止について、学説および判例の両面からその現状の解明に迫り、上記「検討」におけるような結論およびその問題点が明らかになった。しかし、以下の点に関しては、依然、課題として残されており、今後の課題としたい。

第一に、既に述べたように、環境汚染民事責任の負担方法——差止に当たる「侵害の停止」、「妨害の排除」、「危険の除去」および「原状回復」——に関しては、かなりきめ細かな議論が行われている反面、その適用範囲の合理性、各責任負担方法間の区別が曖昧で合理的とは思われない点があること、その要件が必ずしも明らかでないこと(権利侵害責任法21条参照)、などの問題点が残されている。例えば、原状回復の適用範囲に関して、中国の多くの環境法学者は、原状回復は主に環境および自然資源の保護に適用されると解し、直接被害者救済としての原状回復については懐疑的である。このような理解は、どちらかといえば、行政責任としての「原状回復」の性質に近いものであり、そのように解することには疑問を感じているところである。<sup>(90)</sup>

第二に、差止と損害賠償の関係についての検討が不十分である。尤も、この点について言及しているものが少なく、判例の中には日本の「違法性段階説」に類似の判断をするものもある(例えば、本稿〔裁判事例5〕二審法院の判断など)。しかし、損害賠償と差止とでその違法性の程度に差を設けることには法的根拠に乏しく、被害者の生命、健康に直接被害を与えるものについては、直ちに差止を認めるべきであると考えるが、更なる検討が必要であろう。この点、権利侵害責任法は、損害賠償と差止をそれぞれ異なる条

文に依らしめているといえよう（前者は同法65条、後者は同法21条）。

第三に、差止に関する判例の収集があまりできず、判例に対する十分な検討ができなかった。より多くの判例の収集、現地での実地調査をも視野に入れ、その検討を行う必要がある。

第四に、権利侵害責任法に関する検討が不十分である。同法は、第8章において「環境汚染責任」という、独立の章を置いたが、僅か4か条しかなく、環境汚染による不法行為のすべてをカバーしきれるかという問題は、依然として残されたままである。しかし、それは、少なくとも、現在の中国の学説および裁判実務の到達点——全部ではないにせよ——を表すものであろう。もっとも、同法の制定により、本稿において指摘したような従来の問題点が一挙に解決されたのではなく、新しい問題点が生じてしまったところもある。また、一部の学者による独立した環境法典の制定に関する議論とも相俟って、将来の民法典において、引き続き、環境汚染による不法行為を規定するか、それとも、独立した「環境汚染責任法」を制定するかはなお、不透明のままである。ここでは、次のような問題点を指摘するに止める。①違法性要件の要否の問題——違法性の内容、判断基準、機能、過失との関係について、十分な議論が行われていないのではないか、②損害概念の拡張に伴い、どの範囲までの損害が含まれうるか——純粋な「環境損害」は含まれるか、③汚染源による帰責原理の区別——個人対企業の場合のいわゆる公害には、無過失責任を適用し、個人対個人の相隣関係に関する生活妨害には、過失責任を適用するとの理解——は、どこまで妥当なものか、④因果関係の問題——中国法における「举証責任の転換」とは、一体、どのようなものか、「举証責任の転換」と「因果関係の推定」の関係はどのようなものか（裁判実務における処理は区々であり、統一された認識が形成されたとは到底いえないのが現状であろう）、⑤環境汚染における共同不法行為の認定の問題（主觀説か客觀説か、成立要件）および責任形態（連帶責任か分割責任か）。

第五に、環境保護法改正の機運が高まっており、その立法動向も注目され

るところである。

- (74) 杭鳴＝劉阿珍「孟昭風等訴江蘇省省級機關事務管理局等相隣採光案（採光権）」  
国家法官学院・中国人民大学法学院編『中国審判案例要覽（2003年民事審判案例卷）』（中国人民大学出版社・人民法院出版社、2004年）51頁。
- (75) 「李黃月等81戸居民訴南陽市建築總公司噪音污染案」[www.isinolaw.com/isinolaw](http://www.isinolaw.com/isinolaw), (中華法律網——76588—12340、2011年4月30日最終確認)。
- (76) 「陳仁霞訴尹紅霞環境污染損害賠償案（舉証責任、受害人損害的計算）」[www.isinolaw.com/isinolaw](http://www.isinolaw.com/isinolaw), (中華法律網——76588—10027173、2011年4月30日最終確認)。
- (77) 許付志「楊寒秋訴第三航務工程局第六工程公司噪音污染致精神損害賠償案」最高人民法院中国應用法學研究所編『人民法院案例選（2004年民事專輯）』（人民法院出版社、2005年）124頁。
- (78) 劉先萍「崇經縣醫院訴相隣住戶張仕瓊等阻止其修建取得許可証的太平間侵權案」最高人民法院中国應用法學研究所編『人民法院案例選（2001年第2輯）』（人民法院出版社、2001年）84頁。
- (79) 同法（以下、旧法という。）は、現在廃止されており、「中華人民共和国城鄉企画〔規劃〕法」（2007年10月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第30回会議にて採択、2008年1月1日施行。以下、新法という。）に改正されている。なお、新法40条に、旧法32条と類似の規定がある。
- (80) 許琳「水泵噪音污染案在審判中引發的環境法律問題研究——李明、王軍訴北京莊維房地產開發有限責任公司噪音污染損害賠償糾紛案」北京市高級人民法院民一庭編『北京民事審判疑難案例与問題解析（第1卷）』（法律出版社、2007年）182頁。
- (81) 前掲注68・103頁。繰り返しになるが、本稿の〔裁判事例1〕は、桜井次郎氏の論文を引用させてもらったものであり、改めて氏に謝意を表したい。
- (82) 本稿の範囲を超えていたため、これ以上、深入りすることはしないが、差し当たり、以下の論文を挙げておく。①張衛平「回帰『馬錫五』の思考」現代法學第31卷第5期（2009年9月号）139頁、②曾憲義「關於中國傳統調解制度的若干問題研究」中國法學2009年第4期34頁、③邱星美「當代調解制度比較研究」比較法研究2009年第4期118頁。この点について付言すると、2010年10月28日第11期全国人民代表大会常務委員会第16回会議で「中華人民共和国人民調停法」が採択されており

（2011年1月1日施行）、今後の動向が注目される。なお、「中国で行っている法院調停手続は、訴訟と調停のそれぞれの独立性を保った上での手続ではなく、訴訟調停はあくまでも訴訟の一部分として実践され理解されてきた」との指摘がある（胡光輝「中国における法院調停」比較法学44巻2号67頁〔81頁〕（2010年）参照）。

(83) もっとも、中国は日本の場合と異なり、差止に関する明文規定があるから、法的構成に関する議論は、不要であるとの反論がありうることは、十分考えられる。また、既述の通り、権利侵害責任法（同法15条1項・21条参照）が制定される前から、民法通則（同法134条1項参照）、環境保護法（同法41条1項参照）および各環境特別法には、差止を認める明文規定が存在していた。しかし、そのことにより、差止の法的構成不要論が、論理必然的に導かれる解するには、なお、検討を要するであろう。つまり、物権法の制定段階から始まった、不法行為に基づく請求権と物権的請求権の関係をめぐる議論——差止請求の法的構成とも深く関わっている——が、権利侵害責任法の制定された現在においても、続いていることを見落としてはならないだろう。両者の関係をめぐる議論状況については、拙稿「中国不法行為責任法における責任負担方法」中国研究月報2011年5月号25頁以下を参照されたい。なお、本誌61巻1号における本稿において、「権利侵害責任法」という用語を使用しているため、本号においても、引き続き同用語を使用していることを、断わっておきたい。

(84) 最高人民法院の新「民事案件案由規定」は、民事事件の名称「案件案由」を大きく、4つの階級に分ける。具体的に、第1級は、人格権紛争、婚姻家族・相続紛争、物権紛争、債権紛争、知的財産権紛争、労働紛争・人事紛争、海事海商紛争、鉄道運送関連民事紛争、会社・証券・手形等関連民事紛争、特別手続を適用する案件案由、という10種類に分かれる。また、第2級は30、第3級は361、第4級は238種類に分かれており、実際の訴訟において、直接適用されるのは、主に、第3級および第4級の案件案由である。

環境汚染による不法行為は、「第1級債権紛争・第2級特殊類型の権利侵害紛争・第3級115. 環境汚染権利侵害紛争」に置かれており、通風・採光・日照妨害および不可量物による侵害（イミッショն）は、それぞれ、「第1級物権紛争・第2級所有権紛争・第3級46. 相隣関係紛争」の中の「(4) 相隣通風・採光および日照紛争」、「(5) 相隣汚染侵害紛争」に配置された（曹建明主編『最高人民法院民事案件案由規定理解与適用』（人民法院出版社、2008年）1頁～24頁、67頁～69頁、148頁～150頁参照）。

なお、上記の新「民事案件案由規定」は、権利侵害責任法等の関連規定を受ける形で、大幅に改正された（2011.2.18改正・2011.4.1施行、法〔2011〕41号）。以下、本稿との関連で極簡単にその概要を述べておく。まず、各級別についてみると、従来の第1級案件案由が、人格権紛争、婚姻家族・相続紛争、物権紛争、契約・事務管理・不当利得紛争、知的財産権および競争に関する紛争、労働紛争・人事紛争、海事海商紛争、会社・証券・保険・手形等関連民事紛争、権利侵害責任紛争、特別手続を適用する案件案由、という10種類に改められ、第2級は43、第3級は424、第4級は367種類となった。注目すべきなのは、権利侵害責任紛争が第1級紛争にまで高められ、権利侵害責任法の関連規定が同紛争名義の下に、具体的に置かれるようになったことである。次に、「環境汚染責任紛争」として、「土壤汚染責任紛争」、「電子廃棄物汚染責任紛争」、「固体廃棄物汚染責任紛争」が追加された。

(85) 前掲注27・118頁。

(86) この点、一般不法行為（過失責任、権利侵害責任法6条1項参照）および環境汚染による不法行為（権利侵害責任法65条参照）の成立要件に関して、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会の「立法解釈」は、違法性の要否について、明言を避けている。つまり、違法性が必要とも不要とも述べていない（前掲注（1）「釈義」39～40頁、324～333頁、同「立法背景」31頁、258～265頁、同「規定」20頁、266～270頁参照）。

また、権利侵害責任法の制定後においても、多くの裁判官を含め、違法性を独立した要件として、取り上げる論者が大勢を占めている状況は、依然として、変わっていないように見受けられる。以下、違法性要件を必要とする一部の関連文献を挙げておく。①奚曉明主編『中華人民共和国侵權責任法条文理解与適用』（人民法院出版社、2010年）49頁〔閔麗〕、454～457頁〔余曉漢〕（前者は、権利侵害責任法6条1項、後者は、同法65条に関する部分である。以下、同じ。）、②陳現傑主編『中華人民共和国侵權責任法条文精義与案例解析』（中国法制出版社、2010年）21頁〔梁清〕、225頁〔閔麗〕、③奚曉明、王利明主編『侵權責任法新制度理解与適用』（人民法院出版社、2010年）31頁以下（一般不法行為に関するもの、筆者不明）、④楊立新『侵權責任法』（法律出版社、2010年）68頁以下、480頁以下、⑤張新宝『侵權責任法（第2版）』（中国人民大学出版社、2010年）29頁以下、（同書284頁において、氏が従来の見解を改め、環境汚染による不法行為の成立要件において、違法性要件を不要としていることには、注意が必要である。）、⑥周友軍『侵權責任認定』（法律出版社、2010年）191頁以下〔一般不法行為〕、⑦江平、費安玲主編『中

国侵權責任法教程』（知識産權出版社、2010年）161頁以下「一般不法行為、劉智慧」など、多数。

(87) 前掲注(1)「釈義」34頁、同「規定」22頁、同「立法背景」34頁。

(88) 奥田進一「環境被害者の救済制度——民事救済を中心として」中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック [2007-2008年版]』（蒼々社、2007年）208頁。

(89) 同旨を述べる者として、前掲注7・汪勁『環境法学』577頁、前掲注31・曹明徳『環境侵權法』177頁、前掲注32・鄧一峰『環境訴訟制度研究』22頁、前掲注88・208頁などがある。このように、「因果関係の推定」と「因果関係についての举証責任の転換」を同一視するのが一般的であるといえようが、両者は異なるものであるとの意見も散見される（例えば、王利明ほか『中国侵權責任法教程』（人民法院出版社、2010年）655頁～656頁（高聖平筆）、王社坤「環境侵權訴訟中的因果關係與举証責任」環境経済2010年第8期51頁など、参照）。両者の関係を含め、環境訴訟における因果関係に関しては、多くの問題点が残されており、これについては拙稿「企業の照明による『光汚染』とその差止」比較法学45巻2号（近刊）を参照されたい。

(90) 環境汚染責任として、加害企業に損害賠償、原状回復等が課される場合、一旦損害が発生すると、一企業の資力では往々にして賠償しきれず、企業の倒産をも招きかねないこともあり、環境汚染賠償責任保険（Environmental Impairment Liability Insurance,EIL保険）の導入が必要となってくる。中国においても、2007年12月4日に、国家環境保護総局（SEPA）と中国保険監督管理委員会が合同で「環境汚染責任保険活動に関する指導意見」を公布し、EIL保険の創設・推進を呼び掛けた。同意見に基づき、各地方において、様々な試験〔試点〕活動が行われ、2008年には、湖南省で中国初のEIL保険による賠償が行われた。その後も、EIL保険に関する試験活動が順調に進んでおり、地方性法規（条例）の中には、EIL保険に関する明文規定を有するものも現れ始めた。今後の動向に目を離せないところである。